産業衛生レポート

No.566

2026年11月号　　パナソニック健康保険組合　産業衛生科学センター

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」について

（令和8年10月19日　厚生労働省公示）

令和8年10月19日、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正が厚生労働省より公示され、同日より適用されています。

●　事業場における労働者の健康保持増進のための指針

労働安全衛生法に基づき、事業者が労働者の心身の健康を保持・増進するための取組を、継続的かつ計画的に進めるための基本的な考え方や実施方法を示したものです。健康保持増進の方針・目標・計画の策定から、健康教育、運動・栄養・メンタルヘルス等の健康指導、がん検診等の受診勧奨などを示しており、事業場の実態に応じて、産業保健スタッフや医療保険者、外部機関等と連携して取り組むことを求めています。

主な改正内容

■　健康保持増進対策に「二次予防」の取組を明確化

従来の生活習慣改善等による疾病の発症予防（一次予防）に加え、健康診断や検診による疾病の早期発見・早期治療（二次予防）についても、健康保持増進対策の一環として明確に位置付けられました。

■　がん等の検診・受診勧奨、治療と就業の両立支援の取組を明確化

二次予防の取組としては、がんに加え、女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患等について、検査・検診や、その結果に基づく精密検査・専門医への受診勧奨などの取組を示すとともに、疾病を抱える労働者の治療と就業の両立支援についても取組が示されました。

■　医療保険者・自治体等との連携を充実

医療保険者と連携したコラボヘルスの推進や、医療保険者・自治体が実施する検診や保健事業等を活用することなど、事業場外の資源と連携して健康保持増進に取り組むことが示されました。

■　自身の保健医療情報（PHR）の活用を追加

健診情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果、血圧・体重等のPHR（Personal Health Record）※1を労働者自身が把握し、健康保持増進につなげることについて盛り込まれました。指針では、事業者がデジタルツール等を活用して、労働者にPHRの把握を促すことも考えられるとしています。

※1：健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果、血圧・体重等の保健医療情報

以下、通達より抜粋

<u>第1　改正の趣旨</u>　　略

<u>第2　細部事項</u>

1.　一次予防について

指針に示す「一次予防」には、禁煙、食生活や運動といった生活習慣の改善のみならず、がん予防の観点から感染症対策（感染予防やワクチンの接種等）を含むものであること。

2. 自身の保健医療情報（PHR）の活用に当たっての留意事項（指針の 1 関係）

PHR について、電子記録として労働者本人等が正確に把握し、労働者自身の健康保持増進に活用することが期待されるため、事業者から労働者に PHR の利用について情報提供及び啓発を行うことも含むものであること。情報提供等に当たっては、「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱に関する基本的指針」（総務省、厚生労働省、経済産業省令和 3 年 4 月公表・令和 7 年 4 月一部改定）に基づき「情報セキュリティ対策」等適切な対応がなされている PHR サービスを推奨すること。なお、PHR の利用はあくまで労働者本人の自主的な取組を前提とするものであることに留意すること。

3. 健康保持増進対策を推進するに当たっての留意事項（指針の 2 関係）

(1) がん等に係る検査について

がん検診については、科学的根拠に基づくものであることとし、具体的には国が推奨する 5 つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）とすること。

(2) コラボヘルスの推進に当たっての留意事項

「コラボヘルスの推進」に当たっては、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」（平成 29 年 7 月）を参考とすることができること

(3) 産業医との連携に当たっての留意事項

「二次予防の取組」に当たっては、産業医を選任している事業場においては、職場環境や職務内容等を把握している産業医に健康保持増進対策の企画立案の段階から参画させ、意見を聞くことが望ましいこと。なお、産業医を選任していない小規模事業場においては、指針の 4（1）ロに示す事業場外資源を活用することが考えられること。

(4) 治療を受けることになった労働者への支援に当たっての留意事項

「治療と就業の両立支援」については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 27 条の 3 において、事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。また、支援の実施に当たっては、治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）を参照すること

4. 健康保持増進措置の実施に当たっての留意事項（指針の 4 関係）

(1) 地域との連携強化に当たっての留意事項　（略）

(2) 健康保持増進措置における健康教育に当たっての留意事項

「がん検診等の科学的根拠及び意義の理解」とは、がん検診等の有効性が科学的知見により確認されていること、対象年齢及び受診間隔を遵守して受診すること、検査に伴う偽陽性、偽陰性、過剰診断等の不利益について理解すること、これらを理解した上で受診すること等について理解を促す内容を含むものであること。

また、「がん検診等の検査結果に応じた精密検査等の受検や専門医への受診の必要性」については、がん検診等の結果を踏まえ、精密検査が必要とされた場合には速やかに受診することの重要性について周知するも

のであり、ナッジ理論や行動科学を活用した公的機関が作成したリーフレット等を用いて具体的な行動変容を促すものが望ましいこと

(3) 健康指導の実施における個人情報の取扱いに当たっての留意事項　（略）

(4) 二次予防に関する取組に当たっての留意事項

「女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患等に係る検査等」の「検査等」には、問診による健康課題の把握や簡易な口腔スクリーニングも含むものであること。また、女性特有の健康課題に係る問診及びその結果に基づく専門医への受診勧奨については、厚生労働省ホームページに公開されている「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を参照すること。

「医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供」とは、医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）その他関係法令に基づき実施する保健事業において実施されるがん検診等を利用することを含み、労働者にこれら保健事業を案内し、受診に向けた休暇の付与等の配慮を行うことを含むものであること。また、「労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等」の「休暇の付与等」とは、検診の受診を目的とした会社の定めによる特別休暇の付与だけでなく、がん検診等を受診したいと考える労働者が容易に有給休暇を取得できるよう配慮を行うことも含むものであること。

5. 二次予防の実施に当たっての留意事項（指針の 5 関係）

「がん検診等の実施又は受診機会の提供」に当たっては、健康増進法第 9 条第 1 項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）の第 2 の 2 の 5 に定められているように、健康診断を委託する場合は、健康診断実施機関に対して、精度管理を実施するよう要請する等健康診断の実施について適切な管理を行うこと。また、これらの精度管理を適切に行っている健康診断実施機関を選定することが望ましいこと。

詳細は以下をご確認ください。

■厚労省 HP「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に関する公示｜厚生労働省

■事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会資料

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会報告書の概要(案).pdf

石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

（令和 8 年 9 月 30 日　厚生労働省発表）

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和 8 年 10 月頃から 11 月頃まで実施します。

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等（改修を含む）が、今後増加することが想定される中、令和 5 年 10 月 1 日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体工事等の事前調査についても、令和 8 年 1 月 1 日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられています。解体工事等に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止対策の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

【概要】

1. 実施期間　　令和 8 年 10 月頃～11 月頃まで
　　※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。

2. 実施機関　　各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施

3. 実施内容

【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底
【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底
【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底

詳細は以下をご確認ください。

■ 厚生労働省 HP　石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します｜厚生労働省